



熊本県公報

第 1 2 8 0 4 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 5 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新……………（障がい者支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出……………（ 〃 ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退……………（ 〃 ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新……………（ 〃 ） 2
- 造成宅地防災区域の指定……………（建築課） 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（障がい者支援課） 5
- 漁船保険義務加入同意の承認（高戸加入区）……………（団体支援課） 5
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 5
- 保安林の指定に関する予定……………（ 〃 ） 5
- 保安林の指定に関する予定……………（ 〃 ） 6
- 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の一部更新及び一部失効……………（自然保護課） 6
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市計画課） 6
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 7
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 7
- 造成宅地防災区域の指定……………（建築課） 7
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 8
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 8
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 8
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 9
- 道路の位置の指定……………（建築課） 9
- 平成 30 年度（2018 年度）天草地域保健医療推進協議会の開催……………（天草地域保健医療推進協議会） 9
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部の開催……………（社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局） 10
- 熊本県立装飾古墳館協議会の開催……………（県立装飾古墳館協議会） 10
- 計画段階環境配慮書の一般意見の募集……………（株式会社一条工務店） 11
- 熊本県環境影響評価審査会の開催……………（環境影響評価審査会） 11

公 告

登 載 依 頼

告 示

熊本県告示第 172 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 31 年（2019 年）3 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定更新年月日
ひまわり薬局 人吉市宝来町 1 2 8 4 番地 3	調剤	平成 31 年（2019 年） 2 月 1 日
鬼木調剤薬局	調剤	平成 31 年（2019 年）

人吉市鬼木町314番地		2月1日
熊本調剤薬局菊池店 菊池市大琳寺44番地1	調剤	平成31年(2019年) 2月1日
熊本南前薬局 宇城市松橋町豊福2070番地	調剤	平成31年(2019年) 2月1日
西本真生堂薬局合志店 合志市幾久富1758番地802	調剤	平成31年(2019年) 2月1日

熊本県告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
八代北部地域医療センター	医療機関の名称	八代郡医師会立病院	八代北部地域医療センター	平成29年(2017年)4月1日
有限会社旭薬局	医療機関の所在地	八代市旭中央通1番地1	八代市萩原町一丁目8番37号	平成30年(2018年)10月22日
菊池郡市医師会訪問看護ステーション	医療機関の名称	菊池郡市医師会老人訪問看護ステーション	菊池郡市医師会訪問看護ステーション	平成29年(2017年)4月1日
菊池郡市医師会訪問看護ステーション	医療機関の所在地	菊池市亘372番地7	菊池市大琳寺75番地1	平成29年(2017年)4月1日
訪問看護ステーション和	医療機関の所在地	玉名市月田2107番地3	玉名市月田2107番地5	平成30年(2018年)11月9日

熊本県告示第174号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
すみれ薬局 菊池郡大津町室107番地4	調剤	平成31年(2019年) 1月31日

熊本県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定更新年月日
阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地1	腎臓	平成31年(2019年) 3月1日
八代北部地域医療センター 八代郡氷川町今151番地1	小児外科	平成31年(2019年) 3月1日

天草慈恵病院 天草郡苓北町上津深江278番地10	整形外科	平成31年(2019年) 3月1日
独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院 八代市竹原町1670番地	心臓脈管外科	平成31年(2019年) 3月1日
日置町クリニック 八代市日置町150番地	腎臓	平成31年(2019年) 3月1日
大手町クリニック 八代市大手町一丁目7番18号	腎臓	平成31年(2019年) 3月1日
豊永耳鼻咽喉科医院 人吉市南泉田町120番地	耳鼻咽喉科	平成31年(2019年) 3月1日
宇城総合病院 宇城市松橋町久具691番地	腎臓	平成31年(2019年) 3月1日
福本病院 天草市牛深町1522番地46	眼科	平成31年(2019年) 3月1日
菊水堂薬局 玉名郡和水町江田4144番地	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
アップル調剤薬局大津店 菊池郡大津町室539番地11	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
白川水源薬局 阿蘇郡南阿蘇村大字白川2111番地1	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
かしま調剤薬局 上益城郡嘉島町鯉1855番地1	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
有限会社さしき薬局 葦北郡芦北町佐敷175番地1	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
ひまわり薬局 八代市植柳上町5711番地2	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
有限会社旭薬局 八代市萩原町一丁目8番37号	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
ひご薬局 人吉市南泉田町5番地	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
あけぼの薬局 人吉市下新町362番地4	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
みつば調剤薬局 水俣市旭町二丁目2番1号	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
日本調剤水俣薬局 水俣市天神町一丁目3番2号	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
アトム薬局 菊池市大琳寺275番地5	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
きくち薬局 菊池市大琳寺75番地4	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
そうごう薬局菊池店 菊池市隈府南古町472番地5	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
有限会社深川調剤薬局 菊池市深川411番地7	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
福永調剤薬局三丁目店 宇土市本町三丁目18番地	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
株式会社高浜薬局 宇城市松橋町曲野19番地3	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
江南薬局 宇城市小川町北新田61番地4	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
一の宮薬局	調剤	平成31年(2019年)

阿蘇市一の宮町宮地5833番地5		3月1日
三恵薬局合志店 合志市御代志817番地4	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
きたおか薬局 天草市東浜町12番地1	調剤	平成31年(2019年) 3月1日
熊本県看護協会訪問看護ステーションながす 玉名郡長洲町長洲1306番地	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーションひまわり 菊池郡菊陽町曲手760番地	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
おぐに訪問看護ステーション 阿蘇郡小国町宮原1742番地1	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーション八祥苑 八代郡氷川町早尾1097番地	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
八代市医師会訪問看護ステーション 八代市平山新町4438番地3	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーションあい 八代市島田町863番地3	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーションけいじん 八代市海士江町2817番地	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーションとまと 八代市郡築一番町180番地1	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーション向春苑 八代市揚町35番地2	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーション愛生会 人吉市南泉田町89番地	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
慈眼苑訪問看護ステーション 荒尾市荒尾1997番地	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーション和 玉名市月田2107番地5	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
山鹿中央訪問看護ステーション 山鹿市山鹿1554番地	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日
訪問看護ステーション青海苑 宇城市三角町波多261番地	訪問看護	平成31年(2019年) 3月1日

熊本県告示第176号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地
防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

田原1地区（大規模）

上益城郡益城町大字田原字前田213番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、2
13番2、214番2、214番3、214番13、226番1、226番1地先の水
の一部（次の図に示す部分に限る。）、227番1、240番3、240番4、240
番4地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、240番4地先の水の一部（次の
図に示す部分に限る。）、241番1、242番1、250番2、251番1、251
番3、251番4、252番1、252番3、253番
上益城郡益城町大字田原字坂ノ下254番1、254番2、254番2地先の水、2
55番1、258番1、258番2、271番1、271番1地先の道の一部（次の図
に示す部分に限る。）、271番1地先の水、271番2
上益城郡益城町大字田原字居屋敷297番1、298番、299番1、300番1、
301番、301番地先の道、302番、303番1、303番2、304番6の一部
（次の図に示す部分に限る。）、304番7、304番8の一部（次の図に示す部分に
限る。）、308番、309番、310番、312番2、313番、314番、315
番、316番1、316番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、316番5の一部
（次の図に示す部分に限る。）、316番6の一部（次の図に示す部分に限る。）、3

20番1、321番、321番地先の道、322番1、324番1、325番、326番、327番、328番、329番、330番1、330番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、330番2、331番、340番、341番1、342番1、343番2、343番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、344番、344番地先の道、346番、347番、348番、348番1、348番2、348番3、349番、351番、352番、352番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、353番、355番1、355番2、355番3、355番4、355番5、356番1、356番3、363番6、368番、369番1、369番1地先の道、369番2
 上益城郡益城町大字田原字後迫401番の一部(次の図に示す部分に限る。)、407番、408番、408番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、409番、410番1、411番1、411番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、414番、415番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第177号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
 平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
合同会社サンスマイル 熊本市南区野田二丁目 9番12号	ヘルパーステーションサン フラワー 熊本市南区城南町隈庄78 8番5	4322000 54	平成31年(2 019年)2月 20日

熊本県告示第178号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、高戸加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
 平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第179号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字萩ノ尾2162番、2167番、2168番4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字萩ノ尾2162番・2168番4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第180号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字三ノ川2314番1・2314番3・2314番4・2315番1・2316番・2317番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2325番1、2325番6、2325番8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字三ノ川2325番1・2325番6・2325番8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2314番1、2314番3、2314番4、2315番1、2316番、2317番
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年（2019年）3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市西湯浦字松ノ尾1452番882（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松ノ尾1452番882（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第182号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の規定に基づき鳥獣捕獲等事業者の認定の一部の有効期間を更新し、同法第18条の10第1項の規定により鳥獣捕獲等事業者の認定の一部が失効となるため、同法第18条の8第6項において準用する同法第18条の5第2項及び同法第18条の10第3項の規定により次のとおり公示する。
平成31年（2019年）3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

認定の一部の有効期間更新並びに一部失効となる鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社九州自然環境研究所
菊池郡菊陽町大字原水1159番地5
中園 朝子

熊本県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成31年（2019年）3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・68号上熊本駅西口線
- 3 事業施行期間 平成21年（2009年）8月4日から平成35年（2023年）3月31日まで

4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成31年（2019年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人愛生会	ショートステイ愛生	人吉市南泉田町89番地	平成31年（2019年）3月1日	短期入所療養介護

熊本県告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成31年（2019年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人愛生会	ショートステイ愛生	人吉市南泉田町89番地	平成31年（2019年）3月1日	介護予防短期入所療養介護

熊本県告示第186号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成31年（2019年）3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

堂園地区（大規模）

上益城郡益城町大字小谷字迎田250番6、250番6地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、251番10

上益城郡益城町大字上陳字辻407番・553番・554番合併10、407番・553番・554番合併11、407番・553番・554番合併12、549番、550番、551番1、554番1、554番2、554番3、554番4、555番

上益城郡益城町大字上陳字堂園556番、557番、557番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、558番、559番、560番、561番1、561番2、562番、562番2、564番1、564番2、564番2地先の脱落地、564番3、565番、566番19、566番23、566番25、566番26、566番33、566番34、567番1、567番2、567番3、567番4、567番5、567番6、567番7、567番8、569番、569番地先の脱落地、569番1、570番1、570番2、571番1、571番2、571番3、572番1、572番2、572番3、574番、575番1、575番2、575番3、576番、577番、578番、579番1、579番2、580番1、580番2、581番、582番、583番1、583番2、584番、584番2、585番1、585番2、585番3、586番、587番、588番、589番1、589番2、590番1、590番2、591番、592番・595番2合併、593番1-1、593番1-2、593番2・594番1合併、593番3・594番2合併、593番4、593番4地先の脱落地、595番1、596番1、596番2、597番1、597番2、597番3、566番13、598番1、598番2、599番1、599番2、600番1、600番2、601番1、601番2、601番3、602番1、602番2、602番3、602番4、603番、607番、612番1、612番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、612番3、612番4、613番1、613番2、613番3、614番1、614番2、614番3、614番4、615番1、615番2、615番3、615番4、615番5、615番6、615番7、616番、617番、619番、620番1、620番2、621番、621番3、621番4、621番5、622番1、622番2、

623番、624番、626番1、626番2、627番1、627番1-3、566番1、566番3、566番15

上益城郡益城町大字小谷字荒瀬66番1、66番2、66番5、66番6、67番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市平山字岳 794番1地先から 山鹿市平山字白銀 466番地先まで	前	5.3 ～ 9.5	108.1	災害防除
			後	8.2 ～ 45.5		

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月5日

熊本県告示第188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)3月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	267号	人吉市木地屋町字古屋敷 2606番3地先から 人吉市木地屋町字道ノ上 2583番75地先まで	前	14.4 ～ 33.8	420.0	災害防除
			後	15.1 ～ 48.8		

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)3月5日

公 告

熊本県公告第130号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月5日から同月18日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
久川 裕徳	菊池市泗水町亀尾	菊池市泗水町亀尾字前田2759番1ほ

		か5筆
有限会社サウスウインド	菊池市七城町加恵	菊池市七城町亀尾字八久保1165番1ほか3筆
株式会社菊池未来農場	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字東沓掛1160番23
有田 一祐	菊池市旭志尾足	菊池市旭志尾足字上ノ鶴360番1ほか1筆
農事組合法人えら	合志市合生	合志市合生字前田1673番

2 申請年月日
平成31年(2019年)2月22日

熊本県公告第131号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年(2019年)3月5日から同月18日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社重元園芸	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟719番
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字高木字片皮子692番ほか12筆
森田 優二	上益城郡御船町御船	上益城郡御船町大字御船字上瓜山137番1ほか8筆
森田 義美	上益城郡嘉島町北甘木	上益城郡嘉島町大字北甘木字和泉前868番1ほか1筆
森下 文夫	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字御供田234番ほか1筆

2 申請年月日
平成31年(2019年)2月25日

熊本県公告第132号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 山鹿市鍋田178番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社Lib Work
- 3 道路の位置 宇土市高柳町字鎌田122番3及び同122番4
- 4 道路の幅員 6.02メートルから6.06メートルまで
- 5 道路の延長 48.13メートル
- 6 指定年月日 平成31年(2019年)2月19日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第323号

登載依頼

天草地域保健医療推進協議会公告第1号

平成30年度(2018年度)天草地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成31年(2019年)3月5日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成31年(2019年)3月25日(月)午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所

- 熊本県天草総合庁舎 会議棟2階 大会議室（天草市今釜新町3530）
- 3 議題
 - (1) 救急医療専門部会の報告について
 - (2) 第7次天草地域保健医療計画の進捗状況について
 - (3) 意見交換
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問合せ先
熊本県天草市今釜新町3530
天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課内）
（電話 0969-23-0172）

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成31年（2019年）3月5日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会 部長 倉田 賀史

- 1 開催日時
平成31年（2019年）3月14日（木） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水道町14-1
ホテルメルパルク熊本 3階 中岳
- 3 議題等（予定）
 - (1) 議題
第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の平成30年度（2018年度）取組実績・見込みについて
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班）（電話：096-333-2215）

熊本県立装飾古墳館協議会公告第1号

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成31年（2019年）3月5日

熊本県立装飾古墳館協議会
会長 矢加部 和幸

- 1 開催日時
平成31年（2019年）3月14日（木）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
熊本県立装飾古墳館 集団学習室
- 3 議題
 - (1) 平成30年度（2018年度）事業実績について
 - (2) 平成31年度（2019年度）事業計画について
 - (3) 質疑・意見交換
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問合せ先
 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
 熊本県立装飾古墳館
 (電話0968-36-2151)

公告

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。)第4条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、条例第4条の6及び熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)第3条の8第1項の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)3月5日

株式会社一条工務店 代表取締役 岩田 直樹

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社一条工務店
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 岩田 直樹
 - (3) 主たる事務所の所在地 東京都江東区木場5-10-10
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 一条メガソーラー熊本菊池発電所
 - (2) 種類 その他の造成事業
 - (3) 規模 最大約64ha
- 3 事業実施想定区域の位置
 熊本県菊池郡大津町
- 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - (1) 場所
 - ア 熊本県庁(行政棟新館1階情報プラザ)
 - イ 大津町役場(住民福祉部環境保全課)
 - (2) 期間 平成31年(2019年)3月5日(火)から平成31年(2019年)4月4日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで
 - (4) 電子縦覧 <https://www.ichijo.co.jp/mega/ku>
[mamoto.kikuchi](https://www.ichijo.co.jp/mega/ku)
- 5 意見書の提出
 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 平成31年(2019年)4月4日(木)当日消印有効
 - (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問合せ先への郵送
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
 意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
 - ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)
- 7 問合せ先
 〒430-0926
 静岡県浜松市中区砂山町354番14 3F
 株式会社一条工務店 新規事業推進部 メガソーラー事業課
 (担当) 辰野 正訓
 電話 053-450-4711

熊本県環境影響評価審査会公告第3号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成31年(2019年)3月5日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時
 平成31年(2019年)3月15日(金)午後1時から午後5時まで
 - ① 「国道57号中九州横断道路(大津町～熊本市)」
 (開始予定時刻:午後1時から)
 - ② 「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業」
 (開始予定時刻:午後3時20分から)
- 2 開催場所
 熊本市北部公民館大会議室(熊本市北区鹿子木町66)

- 3 審議内容
 - (1) 「国道 57 号中九州横断道路(大津町～熊本市)環境影響評価準備書」について
 - (2) 「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る計画段階環境配慮書」について
- 4 傍聴者の定員
審議内容ごとに 10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、各審議開始予定時刻の 15 分前までに集合すること。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
 - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話 096-333-2268